

ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

国東市児童福祉手当、遺児手当及び入学支度金制度

◎児童福祉手当

この手当を受けることができる方は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父です。

- ① 手当の額は、児童1人当たり年額10,000円です。(ただし、受給資格を有する期間が1年に満たない場合は、月割りにより算出した額とします。)
- ② 受給資格者の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、手当は支給されません。

◎遺児手当

この手当を受けることができる方は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある遺児を養育している方です。

- ① 手当の額は、児童1人当たり年額15,000円です。(ただし、受給資格を有する期間が1年に満たない場合は、月割りにより算出した額とします。)

- ② 受給資格者の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、手当は支給されません。

◎入学支度金

この手当を受けることができる方は、小学校又は中学校に入学する母子家庭児童、父子家庭児童及び遺児を養育している方です。

- ① 手当の額は、児童1人当たり年額5,000円です。
- ② 受給資格者の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、手当は支給されません。

* これらの手当の受給については、申請が必要です。
(平成19年度分の受付は、3月7日(金)までです。)
* 「母子家庭」・「父子家庭」・「遺児」の定義等ご不明な点は、お問い合わせください。

児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで(一部20歳まで)の間にある児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している方です。

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が政令で定める程度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童

- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、母又は養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。

ひとり親家庭医療費助成制度

下記に該当する方(助成対象者)が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用(食事療養費等対象にならない費用があります。)の一部を助成します。ただし、

助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

助成対象者	説 明
母子家庭の母	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
母子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父子家庭の父	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
父子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父母のいない児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)の方が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用(食事療養費等対象にならない費用があります。)の一部(助成対象費用の1/2)を助

成します。ただし、その方の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、助成することができません。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。詳しくは、下記までおたずねください。

問い合わせ

- 国東市福祉事務所家庭福祉係 ☎0978⑦5164
- 武蔵総合支所地域市民健康課福祉係 ☎0978⑧1112
- 国見総合支所地域市民健康課福祉係 ☎0978⑧1112
- 安岐総合支所地域市民健康課福祉係 ☎0978⑥1114